

令和7年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	花 村 定 行

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第1号）

令和7年12月5日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第74号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第5 第75号議案 笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 第76号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 第77号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 第78号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和7年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 伊 神 和 弘 議員

8番 川 島 功 士 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和7年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、11月12日に第69回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。なお、当大会には議長、副議長が出席されました。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で笠松町南体育館解体工事、羽島用水（東幹線）上部利用整備工事、道路（舗装）修繕工事、以上3件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容など詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから6ページをお目通し

ください。

また、令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書、令和6年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書、以上2件について岐南町及び羽島市より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。以上です。

日程第4 第74号議案から日程第8 第78号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第74号議案から日程第8、第78号議案までの5議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、専決処分の承認、笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてほか1件の条例案件2件、令和7年度笠松町一般会計補正予算ほか1件の補正予算2件、以上5件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案書1ページから6ページにわたります第74号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

3ページをお開きください。

令和7年10月14日に専決をさせていただきました令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）で、補正額は156万4,000円の増額補正であります。

それでは、歳出のほうから御説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。

今回の補正理由は、現在多くの業務で使用いたしております総合行政システムについて、国の標準準拠システムへの移行時期が、当初予定の令和7年11月から令和8年度に延伸することに伴い、現システムの使用料等を3月分まで増額させていただくというものでございます。

国の標準準拠システムへの移行につきましては、岐阜県市町村行政情報センターに委託をいたしまして、令和7年11月を移行予定とし準備を進めておりましたところ、9月に入りまして、

情報センターのほうから、これまで総合テストや移行テストなど検証を実施してきておりましたが、現状、数多くの制約事項や不具合が発生する状況となっており、予定どおり本稼動をした場合には、住民サービスへの影響が避けられないことから、安全・確実な品質を担保したシステムを提供するための十分な検証を実施する必要があると判断をして、全ての団体の本番移行を令和8年度に延伸するよう計画の見直しを行いたいとの申出がございました。

町といたしましても、住民サービスの安全性を確保するためやむを得ないとの判断の下、令和8年度に延伸することを承諾をいたしました。つきましては、係る現在のシステムの使用料を3月分まで増額をさせていただく内容となっております。

歳出につきましては、それぞれ各費目ごとで、賦課徴収費ではエルタックスの審査システム使用料、戸籍住民基本台帳費では情報システムの委託料として、こちらは住所辞書の処理量でございます。

そのほか、保健衛生総務費では、健康管理システムの使用料ということで、それぞれ12月から3月分までの使用料を増額をさせていただく内容となっております。

続きまして、5ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。

歳入につきましては、今回の補正に伴い不足する財源には、財政調整基金からの繰入金156万4,000円を充てさせていただいております。

続きまして、議案書の7ページから17ページ、議案資料では7ページになります。

第75号議案 笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

国のこども未来戦略に基づき、月一定時間までの利用可能額の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付といたしまして、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設をされました。

この事業の実施には、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、国の定める基準を踏まえ、町が条例で基準を定める必要があるため、制定をさせていただくというものでございます。

資料7ページのほうで、事業の概要等を載せさせていただいております。

こちらのほうでは、対象者といたしましては、保育所等に通っていない6か月から満3歳未満のお子様、利用時間枠については月10時間以内、保護者の負担は施設で設定することとしておりますが、1時間当たり300円を標準とすることといたしております。

なお、実施方法については、一般型、こちらは在園児と合同または専用室、独立施設で定員を設定して受入れを行うもの。余裕活用型といたしまして、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う、こういったような実施手法が想定されているところでございます。

今回、この条例では、乳児等の通園支援事業の趣旨、食事、乳児等通園支援事業所内部の規

定などのほか、一般型乳児等通園支援事業、余裕活用型乳児等通園支援事業ごとの設備の基準ですとか、職員数などの基準を規定させていただいております。

2番のところでは表記させていただいておりますように、職員についてはゼロ歳児が3人に対して1人であるとか、1歳・2歳児については6人に1人と、その他設備の基準等を定めさせていただき条例となっております。

なお、施行期日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の18ページから19ページ、議案資料では8ページから10ページにわたります第76号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴いまして、今回関係いたします3つの条例の一部改正をさせていただくというものでございます。

3条立ての条例とさせていただきます。

まず、第1条といたしましては、笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第2条におきましては、笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、第3条関係では笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行っております。

3つの条例に共通の改正といたしましては、児童福祉法第33条の10に新たに第2項、第3項が設けられたため、同条を引用する箇所について、第33条の10各号という表記から第33条の10第1項各号に引用条項を改正させていただいております。

児童福祉法の第33条の10第1項各号、第1号から4号でございますが、こちらについては児童虐待となる行為についての内容を規定されたもので、今回、この児童福祉法の改正では、児童虐待の通報義務について、現在の児童養護施設、障がい児施設、高齢者施設等におけるものを対象としておりますが、放課後児童育成支援事業、保育所、幼稚園、家庭的保育事業、幼保連携型認定こども園等もその対象として追加をすることとされるものでございます。

また、併せて第3条の笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正におきましては、保育所等が乳幼児の健康状態の把握のために、入所時や定期的または臨時的に行う健康診断について、町で行っている乳幼児健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、その結果を把握することにより、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとする旨の規定を設けさせていただくという改正をさせていただいております。

なお、施行期日は公布の日からでございます。

続きまして、議案書の20ページから30ページにわたります第77号議案 令和7年度笠松町一

般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正額は2億7,081万4,000円の増額補正でございます。

それでは、歳出のほうから順次御説明を申し上げます。

28ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では17万5,000円を増額させていただいております。こちらは今後予定いたしております令和6年度、令和7年度の叙勲・褒章受章者を祝う会の記念品の増額分でございます。叙勲等を受章されました方が、当初見込みより大幅に上回る17名の方が受章されまして、大変喜ばしく誇らしいことであると思っております。係る費用を増額させていただくという内容のものでございます。

続きまして、第4目 電子計算費では、こちらのほうは13節 使用料及び賃借料でガバメントクラウド使用料を1,168万1,000円減額させていただいております。

先ほど第74号議案で御説明申し上げました標準準拠システムの移行時期が11月から令和8年度に延伸されたことに伴い、減額をさせていただくというものでございます。

続きまして、第6目 防災対策費では、17節 備品購入費で、機械器具費といたしまして1,701万7,000円を増額させていただいております。こちらは当初、令和8年度に防衛省の補助事業としてデジタル戸別受信機を購入する予定でございましたが、令和7年度に前倒しをして補助を実施する旨の通知をいただきましたので、今回、購入費用を計上させていただいたものでございます。デジタル戸別受信機260台分を計上させていただいております。

この事業につきましては、令和8年度への繰越事業といたしまして、併せて繰越明許費の補正もさせていただいているところでございます。

なお、財源につきましては、国庫補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金1,276万2,000円を充当させていただいております。

続きまして、18節の負担金補助及び交付金、こちらのほうでは県防災ヘリコプター連絡協議会の負担金として2,000円を増額させていただいております。負担金の算定の基礎となります人口変動による人口割分が増額されたため、不足分を予算措置させていただいております。

続きまして、第2項 企画費の第1目 企画総務費では、まずこちらのほうかさまつ応援寄附金の関係で総額3,000万円の増額をさせていただいております。

9月末までのポイント付与終了に伴う駆け込みの寄附の増加ですとか、企業版ふるさと納税の増加に伴いまして、お礼の品の商品代ですとか配送料等を増額させていただくというものでございます。

当初見込みの寄附件数を5,000件見込んでおりましたが、1,500件増の6,500件と見込みまして、寄附金額につきましては、当初7,000万円を見込んでおりましたところ、3,000万円増の1億円を見込んだ予算を措置させていただいているところでございます。

第10節の需用費では、お礼の品、梱包配送料といたしまして707万3,000円を、11節の役務費ではポータルサイトの利用料等ということで354万1,000円、12節の委託料では、ふるさと納税一括業務の代行委託料といたしまして247万1,000円、24節の積立金は、かさまつ応援基金積立金を1,691万5,000円計上させていただいております。

なお、これらに係る財源は、先ほど申し上げましたかさまつ応援寄附金3,000万円を充当させていただくというものでございます。

続きまして、18節の負担金補助及び交付金では、ふらっと笠松運営事業補助金を70万円増額させていただいております。こちらのほうは、駐在職員の人件費に係る最低賃金の改定でありますとか、あるいはそれらに伴います社会保険料増の影響等が、予算不足を生じる見込みとなったため、70万円増額の計上させていただいたというものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費の第3目 老人福祉費では、こちらのほうは18節 負担金補助及び交付金で、地域密着型サービス等整備助成事業補助金といたしまして3,679万3,000円を増額させていただいております。こちらは町内の地域密着型サービス介護施設における増築及び改修工事に対しまして、補助金を交付すべく増額の補正をさせていただいております。こちらのほうも令和8年度への繰越事業ということで、併せて繰越明許費の補正をさせていただいているところでございます。

なお、財源につきましては、全額、県の補助金の地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を充当させていただいております。

第4目の障害福祉費では、こちらは11節の役務費で手数料として5万1,000円増額させていただきました。障害給付費等の請求事務支払い点検件数の増加によるものでございます。

続きまして、その下の19節 扶助費では、総額で9,027万6,000円の増額をさせていただいております。こちらのほうは、障害者自立支援給付事業の利用増に伴う増額でございまして、介護給付費では7,773万4,000円、訓練等給付費では1,154万2,000円、自立支援医療費では100万円の増額をさせていただいております。

これらの財源には、国からの障害者自立支援給付費負担金を4,463万8,000円、国からの同じく障害者医療費国庫負担金を50万円、県からの負担金といたしまして、障害者自立支援給付費負担金を2,256万9,000円、総額では6,770万7,000円を充当させていただいております。

続きまして、その下、第5目の福祉医療費では、こちらのほうも11節 役務費では重度心身障害者医療及び母子家庭等の医療診療件数の増加に伴うものということで、支払い審査手数料の増額として11万9,000円、19節の扶助費では福祉医療費給付費として158万8,000円を増額計上させていただいております。

こちらの事業に対する財源につきましても、県からの母子医療費補助金54万4,000円を充当さ

せていただいております。

一番最後、7目 国民年金総務費では、12節の委託料といたしまして、情報センター委託料を24万7,000円計上させていただいております。こちらは所得税法等の一部を改正する法律によりまして創設をされました特定親族特別控除を追加することに伴うシステムの改修に要する費用を計上させていただいております。

続きまして、第6款 商工費、第1項 商工費の第2目 商工業振興費では、18節の負担金補助及び交付金で創業者支援事業補助金80万円を増額させていただいております。

活用希望の創業予定者から相談を受けまして、補助金を増額させていただいております。現在の2件分のところを1件増の3件分総額では計上をさせていただくという形になります。

続きまして、30ページ、第7款 土木費の第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費では、まず10節の需用費で修繕料として148万5,000円を計上させていただきました。こちらは見込みを上回りますゲリラ豪雨ですとか、道路冠水などの影響によりまして、道路の陥没箇所や舗装などの修繕に要する費用が当初予算では不足する見込みとなっておりましたので、所要額を計上させていただいております。

続きまして、その下の14節 工事請負費では、側溝舗装等修繕工事請負費で9,201万7,000円を増額させていただいております。こちらは3つの事業を予定しておりまして、まず1つ目の事業が競馬場の厩舎の改修工事に併せまして、隣接する道路の法面や舗装を改修する工事ということで、こちらは円城寺96号線に関する事業費、2つ目は寄附等による道路拡幅に伴う既存舗装の修繕ですとか、水路への転落防止の対策を行うということで、こちらは田代27号線に係る工事を予定いたしております。

3つ目が、緊急自然災害防止対策事業債を活用した事業ということで、こちらは劣化した道路の舗装等の修繕を行わせていただきたいということで予算措置させていただきました。

こちらは4路線ございまして、中野円城寺1号線、円城寺99号線、門間17号線、田代69号線の4路線について、事業のほうを実施させていただきたいと予定しております。

こちらの緊急自然災害防止対策事業債については、令和8年度への繰越事業といたしまして、併せて繰越明許費の補正も行わせていただいております。

なお、財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債7,990万円を充当し実施させていただきたいと考えております。

続きまして、第9款 教育費、第2項 小学校費の第1目 学校管理費では、委託料といたしまして、設計委託料750万2,000円を計上させていただきました。こちらは松枝小学校のトイレ改修に伴いまして、工事設計業務等を委託させていただくべく計上させていただいたものでございます。

財源につきましては、学校教育施設等整備事業債560万円を充てさせていただいております。

続きまして、同じく第2目 教育振興費では、13節の使用料及び賃借料で自動車借上料として4万9,000円を増額させていただいております。これは、特別支援学級の児童による岐阜市メディアコスモスでのふれあい教育展、こちらへの行事参加に伴い、車、タクシー等の借り上げ料を増額計上させていただいたという内容のものでございます。

続きまして、第4項 社会教育費の第2目 交流センター費では、10節 需用費として修繕料288万7,000円を計上させていただいております。

令和7年8月に実施いたしました点検におきまして、非常照明器具が経年劣化等により動作不良で停電時に点灯しないということが判明いたしましたので、修繕すべく関係費用を計上させていただいております。

その下、12節の委託料では、施設管理業務委託料として16万2,000円を計上させていただきました。こちらは岐阜県の最低賃金が改正されましたことに伴い、シルバー人材センター職員の派遣料等を増額させていただくという内容のものでございます。

以上が歳出の主要な部分でございます。

続きまして、歳入について歳出で説明をちょっとしなかったものについて御説明をいたします。

26ページをお開きいただきたいと思います。

第17款 寄附金、第1項 寄附金、第2目の総務費寄附金では、企業版かさまつ応援寄附金として400万円を計上させていただいております。

18款の繰入金につきましては、今回の補正に伴い不足する財源については、財政調整基金からの繰入金3,350万8,000円を充てさせていただいております。

続きまして、23ページへお戻りいただきたいと思います。

繰越明許費の補正でございますが、歳出のところで御説明したものの以外に、第9款の教育費、第3項 中学校費の笠松中学校管理事業について、946万6,000円を追加で繰越明許費に上げさせていただきました。こちらのほうは、笠松中学校の照明LED化工事を追加させていただくという内容のものになってございます。

一般会計の補正につきましては以上でございます。

続きまして、議案書の31ページから34ページにわたります第78号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は171万6,000円を増額補正であります。

歳出のほうから御説明申し上げます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

まず第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、11節の役務費として手数料6万6,000円を計上いたしました。こちらは高額介護サービスの件数増に伴う増額でござ

います。12節の委託料については、情報センター委託料94万1,000円を計上させていただいております。これは令和7年度の税制改正により、介護保険システム改修が必要となるための経費でございます。

続きまして、第3款 地域支援事業費、第1項 介護予防・生活支援サービス事業費、第1目の介護予防・生活支援サービス事業費については、18節 負担金補助及び交付金で介護予防マネジメント費負担金を70万9,000円増額させていただいております。

33ページにお戻りください。

歳入につきましては、第4款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 介護保険事業費補助金では47万円を計上させていただきました。こちらは介護保険システム改修費に係る国庫補助金を増額させていただいております。

第8款の繰入金につきましては、他会計繰入金基金からの繰入金等ございまして、地域支援事業費の増額に伴い、一般会計からの繰入金8万8,000円及び介護保険基金繰入金を62万1,000円増額させていただいております。

また、介護保険システム改修費の増額補正に伴いましては、一般会計からの繰入金、その他繰入れといたしまして53万7,000円を計上させていただいて、充てさせていただいているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。明12月6日から10日までの5日間は、議案精読のため休会とし、12月11日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月6日から10日までの5日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時36分

